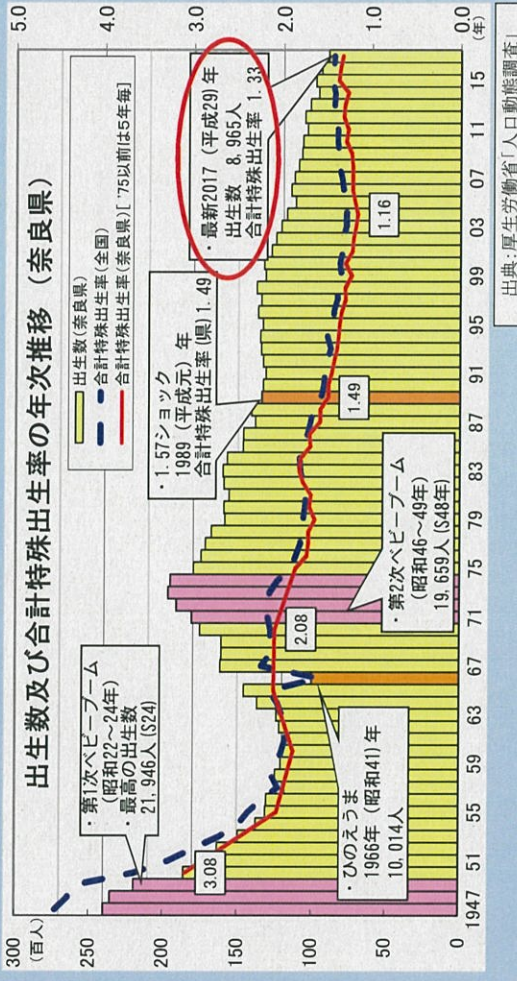
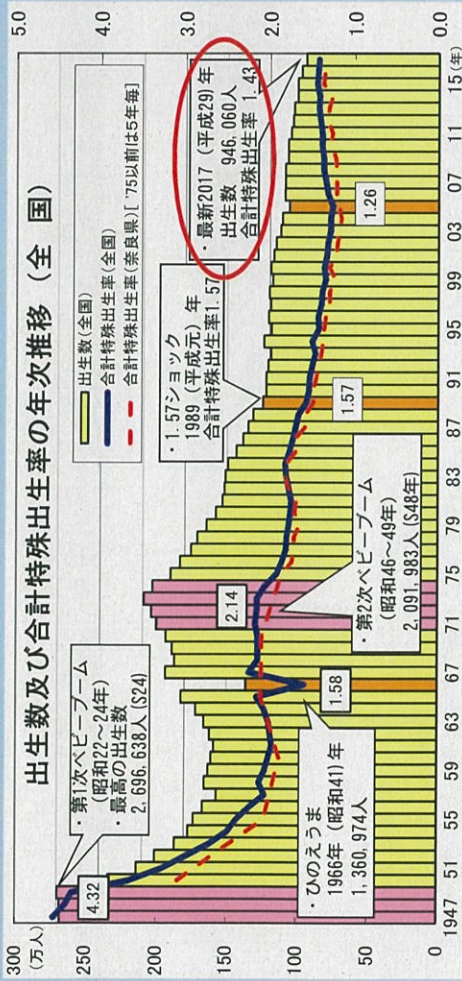


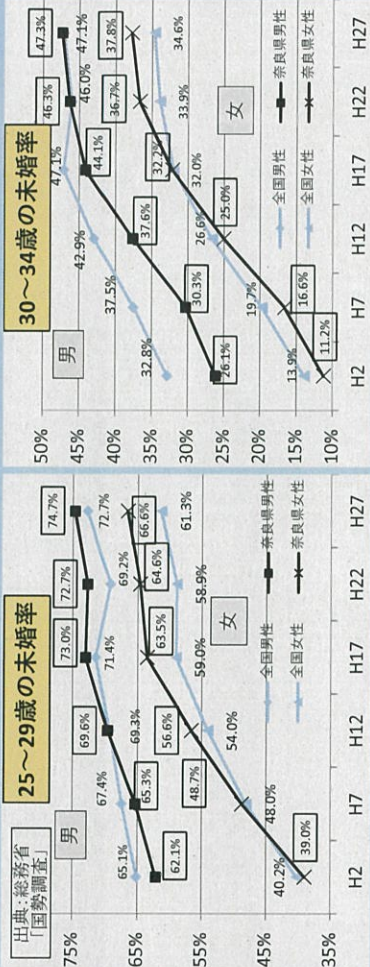
II 本県の少子化の現状について

出生数と合計特殊出生率



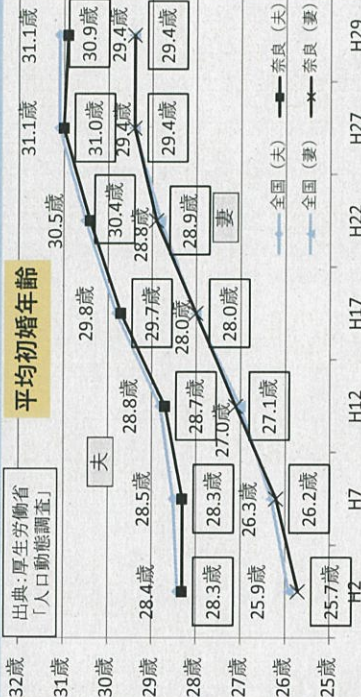
奈良県の合計特殊出生率は1.33 (H29) で、全国ワースト5位 (全国平均1.43) 全国の合計特殊出生率は、1975年 (昭和50年) に2.0を下回ってから低下を続け、平成17年には過去最低である1.26となり、近年は微増傾向だが、直近では2年連続減少。奈良県の合計特殊出生率は、戦後から全国を下回る状態が続いている (殆ど40番台)。

未婚率・平均初婚年齢・母の平均出産年齢



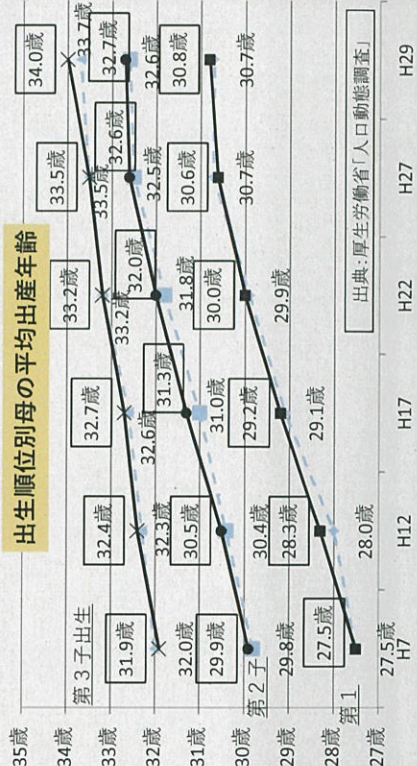
直近 (H27) の奈良県の未婚率は全国と比べて高く、特に25～29歳の女性は66.6% (全国3位)

平均初婚年齢



平均初婚年齢は約30年で3～4歳上昇
奈良県は全国と比べて大きな差異はない。

出生順位別母の平均出産年齢



母の平均出産年齢は約20年で2～3歳上昇
奈良県は全国と比べて大きな差異はない。

III 本県の子ども・子育てに関わる現状について

1 家庭の状況

①核家族率 奈良県は全国 1 位

都道府県	核家族世帯率	順位
全国	55.9%	—
奈良県	64.1%	1位
埼玉県	61.5%	2位
和歌山県	60.4%	3位
山形県	49.9%	46位
東京都	47.9%	47位

出典：総務省統計局「平成27年国勢調査」

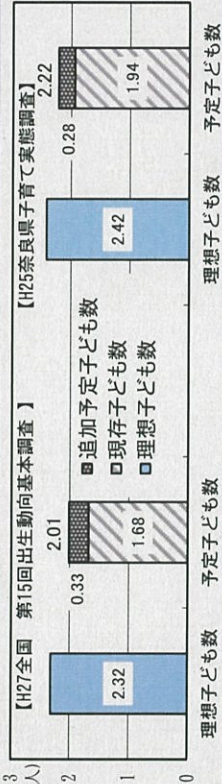
②家事関連従事時間 奈良県の男性の家事関連従事時間は上位であるが、女性は全国 1 位

＜男性＞		
都道府県	時間/日	順位
全国	45分	—
広島県	54分	1位
宮城県	51分	2位
宮城県	50分	3位
奈良県	50分	3位
佐賀県	38分	46位
熊本県	38分	46位

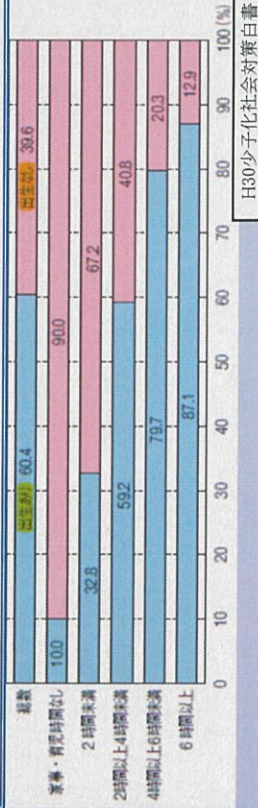
出典：総務省統計局「平成28年社会生活基本調査」

＜女性＞		
都道府県	時間/日	順位
全国	225分	—
奈良県	237分	1位
三重県	230分	2位
埼玉県	229分	3位
千葉県	228分	4位
山形県	196分	45位
福島県	189分	47位

I 理想の子ども数と出産予定の子ども数に乖離



II 夫の休日の家事・育児時間別にみた第2子以降の出生の状況



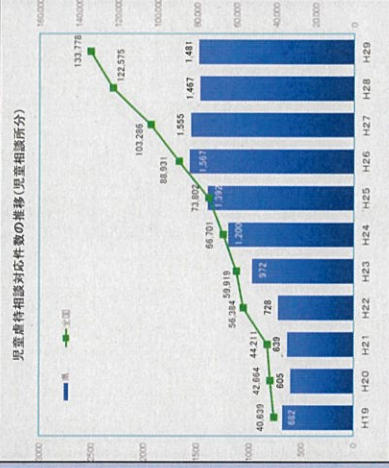
III 子育ての心理的・精神的な不安感・負担感 約半数の母親が不安感・負担感あり



③意識調査 結果

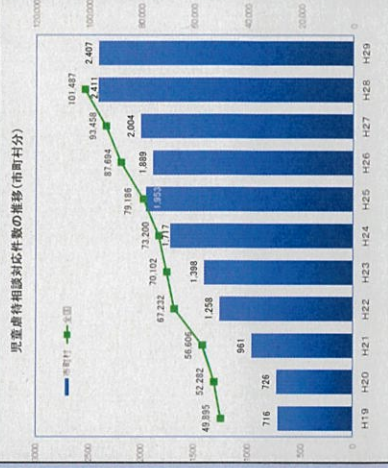
県こども家庭相談センター(児童相談所)での児童虐待相談対応件数は、平成20年度以降増加の一途を辿ってきたが、平成26年度をピークに横這い傾向にある。

H29件数: 1,481件



県内の市町村での児童虐待相談対応件数は、年々増加傾向で推移し、平成28年度は過去最多となり、平成29年度は横這いの状況である。

H29件数: 2,407件



2 就労の状況

①非正規雇用割合

＜全年代 男性＞

都道府県	非正規雇用率	順位
全国	22.3%	—
兵庫県	27.5%	1位
京都府	26.9%	2位
山梨県	24.2%	3位
奈良県	23.4%	9位
愛媛県	18.9%	46位
香川県	18.6%	47位

出典：総務省統計局「平成29年就業構造基本調査」

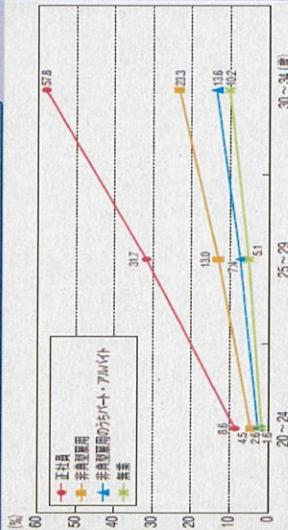
＜若年者(15～34歳) 男性＞

都道府県	非正規雇用率	順位
全国	24.0%	—
京都府	34.0%	1位
沖縄県	33.0%	2位
福岡県	29.1%	3位
大阪府	28.4%	4位
奈良県	28.4%	4位
07 福島県	16.3%	45位
37 香川県	16.3%	45位
16 富山県	13.2%	47位

出典：総務省統計局「平成29年就業構造基本調査」

奈良県の非正規雇用割合は全国に比べ高く、特に若年層(15～34歳)でその傾向が顕著

②男性の就労形態別有配偶率



労働政策研究・研修機構(2014年)によれば、30～34歳の年齢層において、正社員であれば半数以上結婚しているが、派遣社員等の「非典型雇用」ではわずか4人に1人しか結婚していない。

③男性の仕事からの帰宅時間

都道府県	帰宅時間	順位
全国	19:31	—
兵庫県	19:56	1位
神奈川県	19:55	2位
埼玉県	19:51	3位
茨城県	19:46	4位
千葉県	19:46	4位
大阪府	19:46	4位
奈良県	19:46	4位
鳥根県	18:34	46位
鹿児島県	18:32	47位

出典：総務省統計局「平成28年社会生活基本調査」

男性の仕事からの帰宅時間が60分以上の割合は、ともに全国の区(降順)4位で、全国的にみると高い割合となっている。

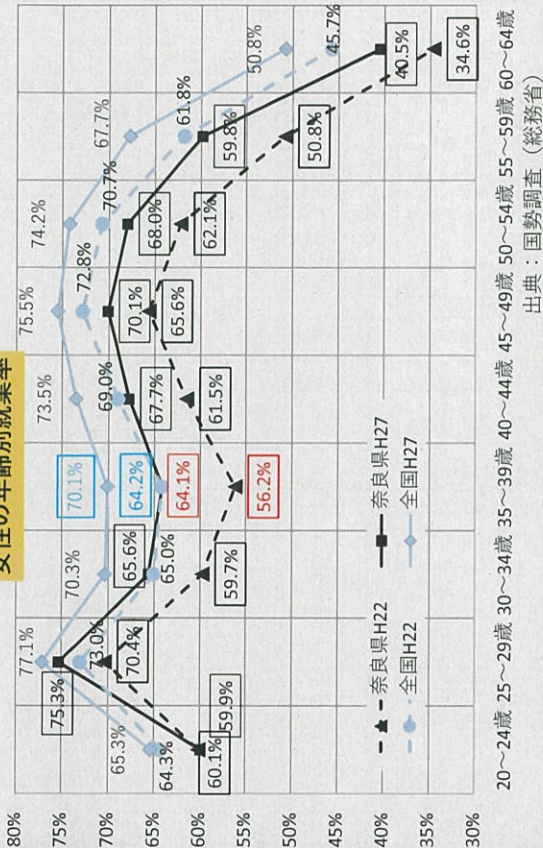
④通勤時間が60分以上の割合

都道府県	通勤時間 60分以上割合	順位
全国	10.3%	—
神奈川県	35.8%	1位
千葉県	35.2%	2位
埼玉県	34.9%	3位
奈良県	31.4%	4位
鳥根県	3.9%	43位
鳥取県	3.6%	47位

出典：総務省統計局「平成25年住宅・土地統計調査」

⑤M字カーブ

女性の年齢別就業率



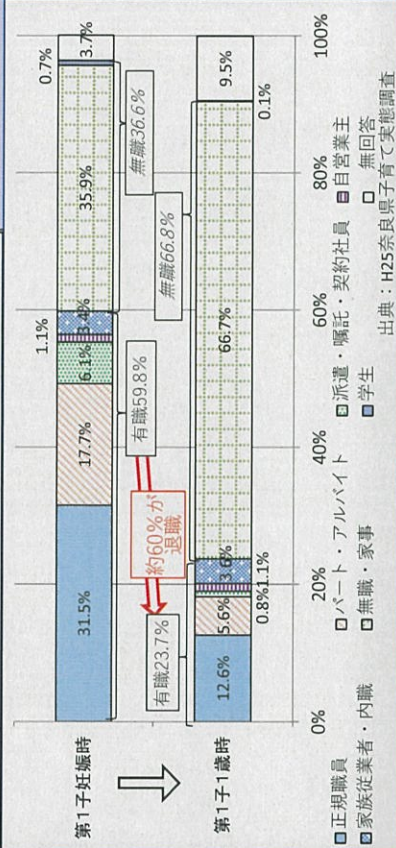
男性

女性

○ 女性の年齢階級別就業率は、全国も奈良県もM字カーブを描いているが、M字の窪みの底上げが進んでいる。

○ また奈良県の女性の25～44歳までの就業率は61.4%(H22)から67.8%(H27)と上がっているが、依然として全国最下位。

⑥第1子出産後の妻の就労状況

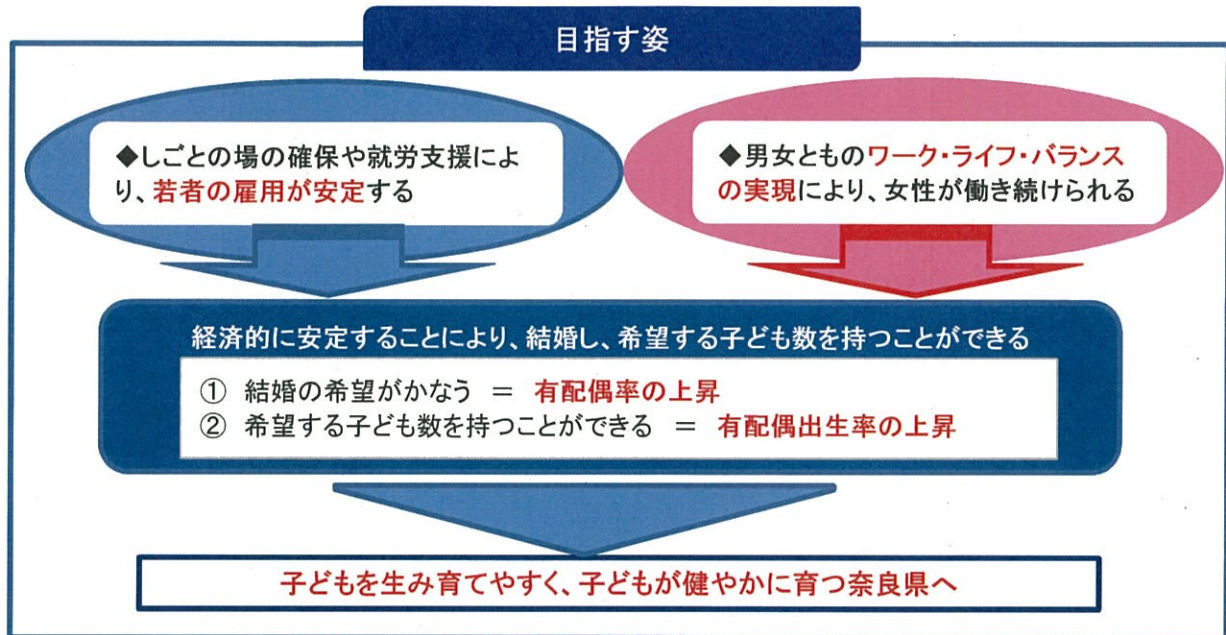


○ 第1子出産前後で就労していた妻のうち、約60%の人が出産後、退職している状況となっている。

<参考> 奈良こどもすくすく・子育ていきいきプラン概要

基本理念

「子どもを生み育てやすく、子どもが健やかに育つ奈良県」を目指します。



目標設定について

本プランにおいては、基本目標の達成状況を見る「基本目標指標」を下記のとおり設定します。また、推進施策の成果(アウトカム)を表す「成果指標」及び個別事業の進捗状況(アウトプット)を表す「行動指標」をできる限り具体的な数値で設定します。

基本目標と基本目標指標

基本目標Ⅰ 結婚・子育てをみんなで支える社会づくり

- ◆ 女性が働き続けられる
 - 基本目標指標① 第1子出産前後の女性の継続就業率を55%に高めます(平成25年 39.6%)
- ◆ 子育て女性が再就職しやすい
 - 基本目標指標② 女性(35～49歳)の就業率を65%に高めます (平成22年 60.9%)

基本目標Ⅱ 結婚の希望の実現と次代の親の育成

- ◆ 若者が経済的に安定できる
 - 基本目標指標③ 若者(15～34歳)の年間所得200万円以上の人数割合を全国平均まで高めます (平成24年 県58.4% 全国64.0%)
- ◆ 結婚の希望がかなう
 - 基本目標指標④ 結婚を希望する若者を増やすとともに、結婚の希望実現率を80%に高めます (平成25年 76.8%)

基本目標Ⅲ 子どもの健やかな育ちの実現

- ◆ 希望する子ども数を持つことができる
 - 基本目標指標⑤ 夫婦の「理想の子ども数」に対する「実際の子ども数」の割合を95%に高めます (平成25年 89.7%)

計画策定の趣旨

県では、少子化を改善するため、結婚や子育てに関する希望を阻んでいる要因を取り除くための対策を講じていくとともに、子どもの幸せを第一に考え、保護者が安心して子育てができる環境を整えることを県政の最重要課題の一つと位置づけています。このため、本県の子ども・子育ての現状等を踏まえ、子どもを生み育てやすく、子どもが健やかに育つ奈良県づくりを推進する計画として、「奈良こどもすくすく・子育ていきいきプラン」を策定しました。

計画の性格・位置づけ

この計画は、次の2つの計画を一体的に策定しました。

- (1) 次世代育成支援対策推進法第9条第1項に基づく「都道府県行動計画」
- (2) 子ども・子育て支援法第62条第1項に基づく「都道府県子ども・子育て支援事業支援計画」

施策体系

基本目標	推進施策	施策方向		
Ⅰ 結婚・子育てをみんなで作る社会づくり	1. 社会全体での結婚から子育てまでの切れ目のない支援	(1) 結婚・子育て応援の気運醸成		
		(2) 地域における結婚支援活動の推進		
		(3) 地域における子育て支援活動の推進		
	2. ワーク・ライフ・バランスの推進	(1) 働き方の見直し及び多様な働き方の実現		
		(2) 男性の子育てへの支援		
		(3) 仕事と子育ての両立のための基盤整備		
Ⅱ 結婚の希望の実現と次代の親の育成	3. 若者と女性のしごとの安定	(1) 就業意識の醸成及びキャリア教育		
		(2) 就業能力向上のための実学教育		
		(3) しごとの場の創出及び県内就労の促進		
		(4) 就労継続への支援及び早期離職者の再就職支援		
		(5) 子育て女性の就労継続及び再就労支援		
	4. 次代の親の育成	(1) 思春期からのライフデザイン形成への支援		
		(2) 生命を慈しみ育む心の醸成		
		(3) 妊娠・出産に関する正確な知識の普及		
		Ⅲ 子どもの健やかな育ちの実現	5. 子どもと親の健康の確保	(1) 周産期医療の充実
				(2) 切れ目ない妊産婦・乳幼児への保健対策の充実
(3) 学童期・思春期から成人期に向けた保健対策の充実				
(4) 「食育」の推進				
(5) 不妊に悩む方に対する支援				
(6) 小児医療の充実				
6. 幼児期の学校教育・保育及び地域の子育て支援の推進	(1) 幼児期の学校教育・保育及び地域の子育て支援における量的拡充と質の向上			
	(2) 幼児期の学校教育・保育及び地域の子育て支援における人材確保と資質の向上			
	(3) 認定こども園の普及			
	(4) 就学前教育の充実			
	(5) 「放課後子ども総合プラン」の推進			
7. 子育てに関する多様な支援	(1) 子育てに対する経済的支援			
	(2) 子育て支援に関する広域的な観点からの市町村支援			
	(3) 地域における子どもの健全育成			
8. 保護や支援を必要とする子どもや家庭への対応	(1) 児童虐待防止対策の充実			
	(2) 社会的養護体制の充実			
	(3) ひとり親家庭への支援			
	(4) 貧困家庭の子どもへの支援			
	(5) 障害児施策の充実			
	(6) 外国人の子育て家庭への支援			
9. 人間性豊かで心身ともにたくましい子どもを育てる教育環境の整備	(1) 子どもの生きる力の育成に向けた学校の教育環境等の整備			
	(2) 家庭や地域の教育力の向上			
	(3) 子どもを取り巻く有害環境対策の推進			
10. 子どもを守り、安心して子育てできる生活環境の整備	(1) 良質な住宅及び良好な居住環境の確保			
	(2) 安全な道路交通環境及び安心して外出できる環境の整備			
	(3) 安全・安心まちづくりの推進			
	(4) 子どもの交通安全を確保するための活動の推進			
	(5) 子どもを犯罪等の被害から守るための活動の推進			
	(6) 被害に遭った子どもの保護の推進			

1 社会全体での結婚から子育てまでの切れ目のない支援

結婚や子育ての希望がかなうよう、地域社会全体で結婚や子育てを応援する気運を高めていくこと、行政やNPO、企業等、地域の様々な主体による結婚から子育てまでの切れ目のない支援活動の活性化、子育てに関する情報の提供、ネットワーキング等の推進により、地域における結婚支援・子育て支援の備えを広げます。

2 ワーク・ライフ・バランスの推進

全ての男女が多様な働き方を自由に選択することができ、ワーク・ライフ・バランス(仕事と家庭の両立)を実現できる環境整備に取り組めます。特に、中小企業において、男女がともに子育てしやすくなるよう、就業環境整備を推進します。また、男性の子育てへの関わりを促進します。

ライフ
ステージ
全般

結婚期以前

結婚期

妊娠・出産期

子育て期

3 若者と女性のしごとの安定

結婚し、子どもを生み育てたいと望む男女が、その希望を実現するためには、安定した経済的・生活基盤を持つことが必要です。そのため、就業意識の醸成や就業能力の向上等を図ることにより就職を促進し、また、継続就労を支援することにより、若者と女性のしごとの安定に取り組めます。

5 子どもと親の健康の確保

乳幼児期から成人期に至るまでの子どもと母親の健康を確保できるよう、家庭、市町村、学校、関係機関等が連携し、切れ目のない保健対策を推進するとともに、食育を推進します。また、不妊に悩む方への支援を充実するとともに、親子がいつでも安心して医療を適切に受けられるよう、周産期医療及び小児医療の充実を図ります。

4 次代の親の育成

子どもや若者が、将来、親になり、自立して家庭を持つことができるよう、長期的な視野に立ち、ライフデザイン形成を支援するとともに、生命を慈しむ育む心の醸成や妊娠・出産に関する医学的に正しい知識の普及に努めます。特に、男女が互いを大切に、協力して家庭を築くこと、また、子どもを生み育てることの喜びや意義、生命の尊厳等について理解を深めることができるよう、教育や広報、情報提供に努めます。

6 幼児期の学校教育・保育及び地域の子育て支援の推進

子ども・子育て支援制度の実施主体である市町村は、全ての子どもに良質な保育環境を確保するため、それぞれの家庭や子どもの状況に応じて、地域の実情に応じて質の高い幼児期の学校教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業が適切に提供されるよう、計画的に提供体制を確保し、妊娠・出産期からの切れ目のない支援を行います。このため、市町村の子ども・子育て支援事業計画を踏まえ、質の高い幼児期の学校教育・保育が適切に提供されるよう、提供体制の確保を図るとともに、地域子ども・子育て支援事業が適切に実施されるよう支援します。また、市町村の区域を超えた広域的な調整を行うとともに、幼稚園教諭及び保育士等の人材の確保及び資質の向上を図ります。さらに、心身の発育・発達に著しく、人格の基礎が形成される幼児期の重要性に鑑み、就学前教育を充実するとともに、全ての就学児童が放課後を安心・安全に過ごし、多様な体験・活動を行うことができよう、福祉と教育の関係機関が連携し、総合的な放課後対策を推進します。

7 子育てに関する多様な支援

次代を担う子どもの健やかな育ちを支援するため、子育て家庭に対する経済的支援を行うとともに、地域毎に異なる子育て支援ニーズを踏まえたよう、広域的な観点から、子育て支援に関する市町村連携を促進します。また、放課後や週末等における子どもの安全な健全な過ごしや交流の場を確保し、自主性や社会性を培う健全な育成の場を確保します。

8 保護や支援を必要とする子どもや家庭への対応

児童虐待から子どもを守るため、「奈良県児童虐待防止アクションプラン」に基づき、福祉、保健、医療、警察等の関係機関と連携し、未然防止から早期発見、早期対応、子どもの保護及び支援、保護者への指導及び支援等の各段階において、切れ目のない総合的対策を推進します。また、ひとり親家庭や貧困家庭の子ども、障害のある子ども、県内に居住している外国人の子ども等やそれらの保護者に対する支援の充実を図ります。

9 人間性豊かで心身ともたくましく子どもを育てる教育環境の整備

子どもたちが次世代を担うにふさわしい資質を身に付けることができるよう、確かな学力、豊かな心、たくましく逞しい体の育成等に向けた教育を推進します。また、それぞれの家庭が選んでいる状況やニーズを踏まえ、地域社会全体で子どもを育てる観点から、学校・家庭・地域がそれぞれの役割、責任を自覚し、連携・協力し、家庭や地域の教育力を総合的に高める取り組みを推進します。さらに、健全な育成を阻害するおそれのある有害な環境の防止対策を推進します。

10 子どもを守り、安心して子育てできる生活環境の整備

子育てに配慮したゆとりある住居・居住環境の整備を推進するとともに、子どもや子育て中の家族が安心して外出できる道路・交通等の環境整備や、子育てにやさしいまちづくりを推進します。また、学校、地域、関係機関等との連携により、子どもを犯罪等の被害や交通事故から守るための各種施設を推進し、子どもの安全の確保を図るとともに、被害に遭った子どもにも対応する支援活動を推進します。

プランの推進体制等

行政はもとより、家庭、企業、NPO、関係団体等がそれぞれの役割を果たし、協働しながら、一体となって、各種施策に取り組み、いけます。計画の実効性を確保するため、PDCAサイクル(計画、実施、評価、改善)の循環を繰り返す仕組みにより、毎年度、目標指標の進捗状況を把握し、利用者側の視点に立った点検・評価を実施します。点検・評価の結果を以後の施策に反映させ、必要に応じて計画を変更します。また、これらの結果を公表します。